

大綱質疑運営方法の経過

改正時期等	発言者数・持ち時間・質疑順序等	大綱質疑日程・質疑内容等
<p>(議事運営に関する申し合わせ改正前)</p>	<p>①人数制限 会派 会派を代表して1人</p> <p>②議員の発言時間 ※各会派の持ち時間(答弁を含まない) 30分+(所属会派構成議員数×5分)以内 非交渉団体が複数ある場合は、非交渉団体のうち、1団体以外の会派は20分以内</p> <p>③質疑順序 交渉団体(所属会派構成議員数2人以上)、非交渉団体(所属会派構成議員数1人)の順とし、質疑者が2人の場合は、うち1人は非交渉団体のあととする。</p>	<p>代表質疑は「定例会の2・3日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑」とし、付議案件に限定せず、「市政一般に関する問題」についても質問できる。</p> <p>※2月定例会のみ3日間 ※「一般質問」は最終本会議において全付議案件終了後、許可する扱い。</p>
<p>【議会運営委員会法定化以前】 (議事運営に関する申し合わせ(昭和55年2月22日改正))</p>	<p>①人数制限 会派 会派を代表して1人 9人以上の会派は2人</p> <p>②各会派の持ち時間(答弁を含まない) 20分+(所属会派構成議員数×10分)以内</p> <p>③質疑順序 交渉団体(所属会派構成議員数3人以上)、非交渉団体(所属会派構成議員数2人以下)の順とし、質疑者が2人の場合は、うち1人は非交渉団体のあととする。</p>	<p>大綱質疑は「定例会の2・3日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑」とし、付議案件に限定せず、「市政一般に関する問題」についても質問できる。</p> <p>※2月定例会のみ3日間 ※「一般質問」は最終本会議において全付議案件終了後、許可する扱い。</p>

改正時期等	発言者数・持ち時間・質疑順序等	大綱質疑日程・質疑内容等
平成7年5月定例会～ （以降は議事運営に関する要綱に規定）	①人数制限 会派構成議員数3人以上の会派（交渉団体） 1定例会につき1人 9人以上の会派にあっては2人 会派構成議員数2人以下の会派（非交渉団体） これらの会派を合わせて1定例会につき1人 ②各会派の持ち時間（答弁を含まない） 交渉団体 19分×所属会派構成議員数以内 非交渉団体 19分×非交渉団体総議員数以内 ③質疑順序 交渉団体、非交渉団体の順とし、質疑者が2人の場合は、うち1人は非交渉団体のあととする。	大綱質疑は「定例会の2・3・4日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑」とし、付議案件に限定せず、「市政一般に関する問題」についても質問できる。 ※「一般質問」は最終本会議において全付議案件終了後、許可する扱い。
平成11年5月定例会～	①人数制限 会派 会派を代表して1人。 会派に属さない議員 これらの議員の中から1人 ②持ち時間（答弁を含まない） 会派 1議員19分×会派構成議員数以内 会派に属さない議員 19分 ③質疑順序 会派、会派に属さない議員の順 ※平成11年5月～ 会派の順序は組織議会の議運で決定し、以後この順序を順次繰り上げる。	大綱質疑は「定例会の2・3・4日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑」とし、付議案件に限定せず、「市政一般に関する問題」についても質問できる。 ※「一般質問」は最終本会議において全付議案件終了後、許可する扱い。 ※平成15年5月1日改正 交渉会派：所属議員3人以上

改正時期等	発言者数・持ち時間・質疑順序等	大綱質疑日程・質疑内容等
	※平成15年5月～ 会派は所属議員の多い順 (同数の場合は議運で決定)	非交渉会派：所属議員2人の会派及び会派に属さない議員に属さない議員
平成21年2月定例会～	①人数制限 なし ②持ち時間（答弁を含む） 会派 1議員38分×会派構成議員数以内 会派に属さない議員 38分 ③質疑順序 会派、会派に属さない議員の順 ※2巡目以降これを繰り返す ※会派は所属議員の多い順 (同数の場合は議運で決定)	大綱質疑は「定例会の2・3・4日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑及び一般質問」 ※最終本会議の全日程終了後に行う「一般質問」を廃止
平成26年5月定例会～	5月・11月定例会は、大綱質疑の枠組みの中で「議案質疑」と「一般質問」に分けて実施 ※上記①～③は変更なし	大綱質疑は「定例会の2・3・4日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑及び一般質問」
平成27年5月定例会～	①人数制限 なし ②持ち時間（答弁を含む） 会派 1議員40分×会派構成議員数以内 会派に属さない議員 40分 ③質疑順序 会派、会派に属さない議員の順 ※2巡目以降これを繰り返す ※会派は所属議員の多い順 (同数の場合は議運で決定)	大綱質疑は「定例会の2・3・4日日本会議における初日本会議提出案件に対する質疑及び一般質問」